

第72回 定時株主総会 招集ご通知

◆開催日時

2022年3月29日（火曜日）午前10時

◆開催場所

大阪市西淀川区御幣島五丁目4番14号
フジコピアン株式会社
本社 4階ホール

目次

◆第72回定時株主総会招集ご通知	1
◆添付書類	
事業報告	3
連結計算書類	30
計算書類	33
監査報告書	36
◆株主総会参考書類	41
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主のみなさまにおかれましては、事前に議決権行使のうえ、可能な限り、株主総会当日のご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。
なお、前回より、株主総会当日にお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただいております。

フジコピアン株式会社

証券コード 7957

(証券コード 7957)
2022年3月7日

株 主 各 位

大阪市西淀川区御幣島五丁目4番14号

フジコピアン株式会社

代表取締役社長 光 本 明

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面(郵送)による議決権行使をお願い申しあげます。書面による議決権行使をいただける場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月28日(月曜日)午後5時45分までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月29日(火曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市西淀川区御幣島五丁目4番14号
フジコピアン株式会社
本社 4階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第72期 (自 2021年1月1日
至 2021年12月31日) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期 (自 2021年1月1日
至 2021年12月31日) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

◎株主総会会場における新型コロナウイルス感染防止のため、以下の措置を実施させていただきますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

- ・受付にて体温を測定させていただき、発熱が認められる方、体調不良とお見受けする方、海外から帰国されて7日間（2月22日現在。変更となった場合には下記の当社ホームページにてご案内。以下同じ）が経過していない方は、入場をお断りさせていただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから7日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・会場がある当社本社ビル館内および会場内ではマスクをご着用ください。ご協力いただけない場合はご入館およびご入場をお控えいただきます。
- ・本社ビルおよび会場入口付近に株主様のための手指消毒液を設置いたします。
- ・座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席数が例年より減少いたします。万が一お席がご用意できない場合、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえマスクおよび手袋（一部スタッフ）を着用し対応させていただきます。
- ・感染状況を踏まえまして、その他感染予防措置を実施いたします。

◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記の対応を変更する場合がございます。運営に関して変更等が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（アドレス <http://www.fujicopian.com/>）においてお知らせいたしますので、ご出席の際はご確認くださいませようお願い申し上げます。

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.fujicopian.com/>）に掲載させていただきます。また、当社ホームページにおいて「事業報告（動画）」を株主総会開催に先駆けて掲載いたします。
3. 本招集ご通知に際しまして提供すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定にもとづき当社ホームページ（<http://www.fujicopian.com/>）に掲載しております。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人および監査等委員会が監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

(添付書類)

事業報告

(自 2021年1月1日
至 2021年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出の増加や生産の持ち直しの動きがみられたものの、変異株による新型コロナウイルス感染症の再拡大による経済活動の制限を受け、2021年7～9月期のGDPはマイナス成長となるなど、厳しい状況が続きました。ワクチンの追加接種や治療薬の開発にともない、経済活動の回復期待が高まる一方で、海外における感染の再拡大、米国や欧州のインフレ加速懸念、中国経済の減速懸念、一部地域における地政学リスクなどから、依然として先行きは不透明な状況にあります。

当グループを取り巻く事業環境におきましては、各種政策効果や感染拡大防止策による経済活動活性化の期待感はあるものの、新型コロナウイルスの変異株の世界的な感染再拡大、とくにベトナムの一部地域における一時的な都市封鎖が実施されたことにより、当社子会社エフシー ベトナム コーポレーションの生産体制が影響を受けたほか、原油価格の高止まりによる原材料費の上昇、世界的な海上コンテナ需要逼迫による物流の混乱やそのコストの高騰など、主力のサーマルトランスファーマディアの市場をはじめとして厳しい環境が継続しております。

こうした状況のもと、当グループの強みである創造型企業としての技術基盤をもとに、新製品の開発および新市場の開拓を重点課題とし、多様化・高度化する顧客のニーズに対応する開発に努めてまいりました。

とくに、当連結会計年度における販売面につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を比較的受けにくい市場への販売に注力するなどの拡販活動を展開いたしました。

一方、生産面におきましては、海外生産拠点であるエフシー ベトナム コーポレーションの活用強化による生産効率化、グループ全体でのコスト削減の推進による収益の改善に取り組んでまいりました。

この結果、連結売上高は、主力製品を中心に拡販に努めたことにより、85億9千8百万円(前年同期比14.0%増)となりました。

利益面におきましては、親会社の業績回復基調に加え、子会社の業績については、上記のとおり、エフシー ベトナム コーポレーションの一時的な影響を除けば、通期としては堅調に推移し、また、グループを挙げた生産の効率化によるコスト削減に取り組みました結果、営業利益は3億4千9百万円(前年同期 営業損失1億1千5百万円)となりました。経常利益は円安にともなう為替差益の計上等があり、4億2千5百万円(前年同期 経常損失8千万円)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は法人税等の計上などにより、3億6千9百万円(前年同期 親会社株主に帰属する当期純損失1億8千万円)となりました。

セグメント別(注)の業績は、次のとおりであり、売上高についてはセグメント間の内部売上高または振替高を除いた売上高で表示しております。

印字記録媒体および事務用消耗品関連事業は、売上高81億2千9百万円(前年同期比 13.5%増)、セグメント利益(売上総利益)は21億4千7百万円(前年同期比 36.6%増)となりました。

品別売上高としましては、サーマルトランスファーマディアは、新型コロナウイルスの影響を受けにくい分野に対して、主力のバーコード用リボンを中心に拡販に努めました結果、47億8千4百万円(前年同期比11.8%増)となりました。

インパクトリボンは、市場の縮小傾向が続くなか、選択と集中にもとづく営業活動を展開し、7億2千2百万円(前年同期比 4.1%増)となりました。

テープ類は、主要顧客を中心に需要が回復基調にあり、19億2千5百万円(前年同期比 31.8%増)となりました。

機能性フィルムは、電子材料分野を中心に拡販に努めるとともに、新規開発分野の売上が徐々に寄与しはじめており、4億4千2百万円(前年同期比 18.7%増)となりました。

その他は、2億5千3百万円(前年同期比 27.5%減)となりました。

プラスチック成形関連事業は、取引先各社の需要が総じて好調に推移したことから、売上高4億6千8百万円(前年同期比 21.9%増)、セグメント利益(売上総利益)は1億4千4百万円(前年同期比 12.5%増)となりました。

(注) 当連結会計年度末より「印字記録媒体および事務用消耗品関連事業」の単一セグメントから、「印字記録媒体および事務用消耗品関連事業」、「プラスチック成形関連事業」の2区分に変更することといたしました。

売上高の内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	品 目 別	金 額	構 成 比
印字記録媒体および事務用消耗品関連事業	サーマルトランスファーマディア	4,784 百万円	55.6 %
	インパクトリボン	722	8.4
	テープ類	1,925	22.4
	機能性フィルム	442	5.1
	その他	253	3.0
	計	8,129	94.5
プラスチック成形関連事業	プラスチック成形品	468	5.5
	計	468	5.5
合 計		8,598	100.0

(注) セグメント間の取引については、相殺消去しております。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資（含むソフトウェア等）は、総額7億円で、その主な内容は当社岡山工場における生産設備の増強であり、これにかかる資金は自己資金を充当しております。

(3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

当社は、2022年4月に予定される東京証券取引所の市場区分の見直しに関して、「スタンダード市場」を選択する旨を申請のうえ承認されました。

一方で、当社は移行基準日時点（2021年6月30日）において、当該市場の上場維持基準を充たしていないことから、2021年12月14日付で「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」（以下、「適合計画書」といいます。）を東京証券取引所に提出・開示いたしました。

(当社ホームページ <http://www.fujicopian.com/company/ir.html> をご参照ください。)
当社における「対処すべき課題」は、「適合計画書」に記載の取り組み課題に集約されておりますので、「適合計画書」の開示後の情報を含め、以下にその概要を記載いたします。

① 上場維持基準の適合状況および計画期間

イ. 上場維持基準の適合状況（移行基準日：2021年6月30日現在）

	株主数	流通株式数	流通株式時価総額	流通株式比率
当社の状況	933人	5,664単位 (566,416株)	8.9億円	31.6%
スタンダード市場 上場維持基準	400人	2,000単位	10億円	25%
判定	○	○	×	○

ロ. 計画期間

次期中期経営計画（注1）の最終年度（予定）となる「2025年12月期まで」に、「適合計画書」に記載の各種取り組みを進めてまいります。

（注1）次期中期経営計画の実施期間は2023年12月期～2025年12月期を予定。2023年3月公表予定。

② 取り組みの基本方針、課題および取り組み内容

イ. 取り組みの基本方針

当社が持続的な成長および企業価値の向上を推し進め、株式市場において「魅力のある銘柄」との評価を得ることにより、流通株式時価総額の上場維持基準の適合を目指します。

ロ. 課題および取り組み内容

「流通株式時価総額＝時価総額×流通株式比率」

上記のとおり、流通株式時価総額の構成要素が「時価総額」と「流通株式比率」であることから、それぞれについて以下の課題に応じた取り組みを進めてまいります。

(i) 「時価総額」の向上

- ・課題：持続的な成長および企業価値の向上による株価の向上
- ・取り組み：「中期経営計画の着実な実行」
「コーポレートガバナンスのさらなる充実」
「株主還元の一層の強化」

(ii) 「流通株式比率」の向上

- ・課題：需要面・供給面双方での改善
- ・取り組み：「IR活動の強化（情報開示の充実）」
「資本政策の検討」

以下、当社の持続的な成長および企業価値の向上にかかる課題に重点を置く観点から、前記②ロ.(i)における「中期経営計画の着実な実行」、「コーポレートガバナンスのさらなる充実」および「株主還元の一層の強化」の3点に焦点を当てた記載といたします。

- ① 中期経営計画の着実な実行
イ. 当社連結経営指標と株価の関係

【当社の連結経営指標推移】

連結経営指標	2016年 12月期	2017年 12月期	2018年 12月期	2019年 12月期	2020年 12月期	2021年 12月期	2022年 12月期(予)
売上高 (百万円)	8,369	8,740	9,383	8,977	7,544	8,598	9,100
営業利益 (百万円)	321	358	650	429	▲115	349	450
経常利益 (百万円)	217	391	661	453	▲80	425	480
当期純利益 (百万円)	184	254	482	314	▲180	369	340
自己資本利益率 [ROE] ① (%)	1.9	2.6	4.8	3.1	▲1.8	3.6	3.2
株主資本コスト ② (%)	2.8	2.4	3.3	4.3	3.9	3.7	—
エクイティスプレッド①-② (%)	▲0.9	+0.2	+1.5	▲1.2	▲5.7	▲0.1	—

- ・2021年12月期は、前年度に続く新型コロナウイルスの世界的感染拡大、原油価格の高止まりによる原材料費の上昇、世界的な海上コンテナ需要の逼迫による物流コストの高騰など厳しい環境下にありましたが、全体として、テープ類の販売が好調であったこと、サーマルトランスファーメディアにおいて新型コロナウイルスの影響を受けにくい分野への拡販活動を展開したこと、また、徐々にではありますが新規開発案件が売上および利益に貢献したこと、さらにグループを挙げたコスト削減に取り組んだこと等により業績は回復基調にあります。
- ・2022年12月期も引き続き厳しい環境が予想されますが、付加価値の高い新製品創出と市場浸透、さらなるコストダウン等により、2021年3月に見直した現行の中期経営計画の目標(2022年12月期 連結売上高9,100百万円、連結営業利益400百万円)に対し、前掲の表のとおり利益面での上方修正をおこないました。

- ロ. 自己資本利益率（以下、「ROE」といいます。）および株価の目標について
上場維持基準を安定的に充足すべく、ROEおよび株価の目標を以下のとおり設定いたします。

目標 ROE：5.0%以上、株価：2,000円以上

- ・当社における2016年12月期以降のROE、株主資本コスト（CAPMにより算定）およびエクイティスプレッド（注2）の推移を前頁の表に示しております。

（注2）エクイティスプレッド＝ROE－株主資本コスト（CAPM）

なお、株主資本コスト（CAPM）＝リスクフリーレート＋ β （ベータ値）×リスクプレミアム

- ・この間の当社の株価実績の推移として、エクイティスプレッドがゼロに近似またはプラスの決算期に株価が上昇基調もしくは相対的に高値で推移しております。
 - ・また、ROEが5.0%に近似した水準（4.8%）であった2018年12月期以降、2019年12月期までの間、具体的には2018年1月～2019年12月における月間終値平均は1,956.1円であり、6頁の「上場維持基準の適合状況」の表をもとに算定すると、流通株式時価総額は11億円となります。これはスタンダード市場の上場維持基準を充足する水準です。（当社株価推移につきましては「適合計画書」をご参照ください。）
 - ・以上より、上場維持基準を安定的に充足するために、ROE 5.0%以上、株価2,000円以上を目標値として設定いたしました。
 - ・目標達成のためには、中期経営計画の着実な実行による業績の向上が必須要件と認識しておりますが、現行の中期経営計画の最終年度である2022年12月期でのROE 5.0%の達成は困難な見通しです。
 - ・2023年12月期から実施予定の次期中期経営計画において、当社のさらなる成長のための施策・戦略を立案・実践し、目標達成に向け全社一丸となって邁進する所存です。
- ハ. 現行の中期経営計画「挑戦する3年」（2020年12月期～2022年12月期）における4つの重点課題とその実行状況等について
- ・2020年度から2022年度までの中期経営計画「挑戦する3年」において、4つの重点課題として、(i) 新製品・新規事業の開発、(ii) ものづくり力・生産性の強化、(iii) 人財育成、(iv) 基幹系システムの再構築による業務改革に取り組んでおります。2021年度までの取り組み実績、最終年度である2022年度の取り組み方針は、それぞれ以下のとおりであります。

(i) 新製品・新規事業の開発

重点課題の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・サーマルトランスファーメディア (TTM)、修正テープなどのテープ類のほか、「第3の柱」として、機能性フィルム「FIXFILM」の新製品・新用途開発の推進 → 事業ポートフォリオの変革へ ・品群活動（注3）のスピードアップ （注3）品群活動：製品群ごとに体制を確立し、各製品群における戦略・戦術および行動計画を策定のうえ遂行する活動。 	
2021年度までの主な取り組み実績	2022年度の取り組み方針
<ul style="list-style-type: none"> ・既存の市場、販売先向け製品のほか、当社技術力を活かし新市場向け製品開発・販売を図る。 → 新規開発案件獲得の専担部門を設置済み。 ・コロナ禍の影響から、全般的に新規開発案件に大幅な遅れがあったものの、2021年度は徐々にではあるが売上実績を上げ利益に貢献。 ※2021年度における新規開発案件の売上高実績は201百万円で、同年度の連結売上高の2.3%。 ・大学との産学連携による新技術の探索を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発中の新規テーマの早期量産化と市場浸透。 ・新たな新規テーマの獲得、新製品創出。 → 新規専担部門を中心とする市場ニーズ把握のスピードアップ、開発のスピードアップ。 ・環境変化に応じた戦略・戦術（方針）の即時見直し。 → 品群活動のさらなるスピードアップ。 ・進行中の産学連携を含めた新技術の研究推進。

<事業ポートフォリオの変革について（補足）>

- ・ 現行の中期経営計画とは別に、子会社エフシー ベトナム コーポレーションでは、2014年度からプラスチック成形関連事業を本格開始するなど、従来の当社グループにはなかった新規事業を展開しております。
- ・ エフシー ベトナム コーポレーションにおける2021年度のプラスチック成形関連事業の売上実績は、円貨ベースで468百万円で、連結売上高に対する比率で5.5%となっており、利益面でも貢献しております。
- ・ このように、当社グループ全体で新規事業による事業ポートフォリオ変革への取り組みを進めております。

(ii) ものづくり力・生産性の強化

重点課題の概要	
<ul style="list-style-type: none"> 生産性のさらなる強化 生産技術革新（生産技術力の強化、新規事業に向けた生産体制の構築など） 	
2021年度までの主な取り組み実績	2022年度の取り組み方針
<ul style="list-style-type: none"> 原材料の見直しや工程内ロス削減により、コストダウン目標は、2020年度に続き2021年度も達成。 合理化の一環として、子会社エフシー ベトナム コーポレーションへの一部生産移管による生産地最適化を実施。 生産技術革新の一環として、一部加工工程の省人化を表現。 また、塗布機の自動運転による省人化を推進中。 	<ul style="list-style-type: none"> コストダウン目標について、2021年度までの活動結果を踏まえ、新たな個別テーマを設定済み。取り組みを推進する。 塗布工程、加工工程における生産能力アップによる生産効率化を加速する。 生産技術革新について、加工工程のさらなる省人化を推進する。 塗布機の自動化は、今後の設備更新計画に合わせて対応の予定。

(iii) 人財育成

重点課題の概要	
<ul style="list-style-type: none"> 人的資本への投資の拡充（人財確保のための採用政策の実行等） 投資した「人材」を「人財」に（運用／活用の強化） → キーワード：「エンゲージメント」と「フォローシップ」 ※ 人財＝能力や資質を発揮・活用し、価値の高い仕事をする人。 人財＝今後、さまざまな能力を開発できるポテンシャル（潜在力）を持つ人。 	
2021年度までの主な取り組み実績	2022年度の取り組み方針
<ul style="list-style-type: none"> 次期管理職層となる年代の人財を補強すべく、中途採用を積極実施。 ※中期経営計画の3年間での中途採用計画34名（当初計画25名）に対し、2021年度までの採用実績20名。 「フジコピアン ダイバーシティポリシー」の制定。 中核人財の育成および女性活躍推進を企図した「人財育成検討会」（注4）の実施。 （注4）2021年12月末までに、14回78名（うち女性23名）が、取締役および執行役員に対し、自身のキャリア設計に関するプレゼンテーションを実施し、取締役・執行役員が個人ごとの育成方針を協議した。 	<ul style="list-style-type: none"> 中途採用の継続。 女性管理職登用にに向けた育成と取り組み（注5）。 （注5）2021年4月～2026年3月の目標（女性活躍推進法対応）：「管理職に占める女性の割合を4%から10%に引き上げる。」 成長意欲の高い人財に対する支援。 → 自己啓発にかかる費用を、従来の半額補助から全額補助とする（2021年11月機関決定済み）など。 「人財育成検討会」における個別育成方針の実行。 チャレンジを一層評価する人事評価制度への見直し（役割要件定義、人事評価シートの改訂を含む）。

(iv) 基幹系システムの再構築による業務改革

重点課題の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営意思決定を支援する機能の実装（スピード化） ・ 業務およびシステムのシンプル化／基本に立ち返った効率化（標準化、平準化、可視化） 	
2021年度までの主な取り組み実績	2022年度の取り組み方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍による開始時期の遅れはあったが、ベンダー選定後はスケジュールどおりに進捗。 ・ 2021年10月までに要件定義を完了し、同年11月より基本設計フェーズに入っている。 ・ 業務改革（標準化、平準化、可視化）に関する課題についても、新システム稼動と同期をとるべく取り組んでおり、計画どおりに進捗中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2023年1月からの稼動・運用開始に向けた取り組み。 ・ 基本設計フェーズも計画どおり進捗しており、2022年3月よりベンダーにおける詳細設計・開発作業、当社側でのマスタ整備・データ移行準備作業に入る予定。 ・ 新システム稼動と同期を取った業務改革の実現。

② コーポレートガバナンスのさらなる充実

とくに、2021年6月の改訂コーポレートガバナンス・コードにおいて大きな論点となる「サステナビリティ」に関する課題として、以下の取り組みを進めます。

イ. 気候変動問題への対応

- ・ 2021年6月に当社内で「カーボンニュートラル検討会」を立ち上げたうえで、現状把握と主要施策の検討を行い、CO2排出量削減について以下の目標を設定しました。
 - ・ 対象範囲：日本国内拠点（国内子会社を含む）
 - ・ 排出対象：Scope 1、Scope 2（注6）
 - ・ 削減目標：2019年度を基準として、2030年度にCO2排出量を30%削減する。
- ・ 外部の専門機関のコンサルティングを活用のうえ、Scope 3（注6）の算出を含め、さらに具体的な施策検討を進め実行に移してまいります。

（注6）Scope 1：燃料の燃焼などによる直接排出。 Scope 2：電力や蒸気の使用による間接排出。
Scope 3：Scope 1、2に含まれない燃料およびエネルギー関連活動。

ロ. 人的資本への投資およびダイバーシティ（女性活躍推進を中心に）

- ・ 10頁に記載のとおり、中期経営計画の重点課題「人財育成」において取り組みを進めております。

ハ. 知的財産への投資について

- ・ 当社は1950年の創業以来、画期的な製品開発を実現することにより市場を切り拓き、「開発志向型企業」としてのスタイルを確立してまいりました。
 - ・ 従いまして、当社にとって知的財産は何ものにも代えがたい重要な資産であります。
 - ・ 現在、原則2ヶ月に1度、関係取締役・執行役員による「特許出願審査委員会」を開催しており、新たな開発技術について特許出願の是非を議論したうえで特許を出願しております。
 - ・ その結果、この約10年間、国内外の特許保有件数は常に200件程度をキープしており、研究開発費はもちろんのこと、特許についても相応の出願・維持コストをかけるなど、知的財産への投資を続けております。
- 今後も、質の高い特許を数多く出願できるよう開発技術力の向上に努めてまいります。

【当社における国内外の特許保有件数推移】（単位：件）

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
国内	170	198	201	198	193	184	194	186	193	177	168
海外	49	41	41	37	35	34	34	33	33	36	31
合計	219	239	242	235	228	218	228	219	226	213	199

③ 株主還元の一層の強化

連結配当性向に関する方針について、2022年12月期決算にかかる配当より以下のとおり変更いたします。

従来の方針	→	2022年12月期決算以降の方針
連結配当性向25%から30%程度を目安		連結配当性向30%以上

【当社の1株当たり配当金および連結配当性向の推移】

	2016年 12月期 (注7)	2017年 12月期	2018年 12月期	2019年 12月期	2020年 12月期 (注8)	2021年 12月期
1株当たり配当金 (円)	40	40	75	62	40	65
連結配当性向 (%)	33.3	24.1	23.8	30.2	—	26.9

(注7) 2017年7月に10株を1株とする株式併合を実施。2016年12月期の1株当たり配当金は株式併合があったものと仮定して算定。

(注8) 2020年12月期については、当期純損失を計上したため配当性向を記載せず。

(8) 財産および損益の状況

区 分	2018年度 第 69 期	2019年度 第 70 期	2020年度 第 71 期	2021年度 第 72 期 (当連結会計年度)
売 上 高	百万円 9,383	百万円 8,977	百万円 7,544	百万円 8,598
経 常 利 益 または経常損失 (△)	百万円 661	百万円 453	百万円 △80	百万円 425
親会社株主に帰属 する当期純利益 または当期純損失 (△)	百万円 482	百万円 314	百万円 △180	百万円 369
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△)	314円94銭	205円52銭	△118円08銭	241円46銭
総 資 産	百万円 17,552	百万円 16,860	百万円 15,904	百万円 16,221
純 資 産	百万円 10,132	百万円 10,476	百万円 10,092	百万円 10,478
自 己 資 本 比 率	57.7 %	62.1 %	63.5 %	64.6 %

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号)等を2019年度(第70期)より適用しており、2018年度(第69期)の金額は組替え後の金額で表示しております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
フジ コピアン (H K) リミテッド	1,955千香港ドル	100.00 %	各種インクリボンの販売
エフシー ベトナム コーポレーション	2,200千米ドル	100.00	各種インクリボンの製造・販売 各種プラスチック成形品の製造加工・販売
富 士 加 工 株 式 会 社	70,000千円	100.00	各種インクリボンの加工

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容

当グループは、下記製品・商品の製造および販売を主要な事業内容としております。

セグメントの名称	品 目 別	主 要 製 品 ・ 商 品
印字記録媒体および 事務用消耗品関連事業	サーマルトランスファーマEDIA	サーマルリボン、サーマルカーボンコピー
	インパクトリボン	布リボン、フィルムリボン、リインクユニット
	テープ類	修正テープ、テープのり
	機能性フィルム	「FIXFILM」
	その他	各種カーボン紙
プラスチック成形関連事業	プラスチック成形品	プラスチック製キャップなどの成形品

(11) 主要な事業所

- ① 当 社 本 社 大阪市西淀川区御幣島五丁目4番14号
- ② 国 内 営 業 拠 点
 当 社 本 社 (大阪市)
 当 社 東 京 支 店 (東京都)
- ③ 海 外 営 業 拠 点
 当 社 欧 州 支 店 (英 国 ケント州)
 フジ コピアン (HK) リミテッド (中 国 香港特別行政区)
- ④ 生 産 拠 点
 当 社 岡 山 工 場 (岡山県 勝田郡)
 富 士 加 工 株 式 会 社 (岡山県 勝田郡)
 エフシー ベトナム コーポレーション (ベトナム ドンナイ省)
- ⑤ 研 究 所
 当 社 本 社 (大阪市)

(12) 従業員の状況

区 分	従業員数	前連結会計 年度末比増減
男 性	314名	増 4名
女 性	314	増 26
合 計	628	増 30

(注) 上記従業員数は、臨時従業員131名を除いて算出しております。

(13) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	951 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	755
株式会社百十四銀行	633
株式会社池田泉州銀行	341

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,789,487株 (自己株式258,689株を含む)
- (3) 株主数 1,115名 (前期末比23名減)
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
鈴花株式会社	258,200 株	16.86 %
東京海上日動火災保険株式会社	109,866	7.17
トーマ再保険株式会社	109,311	7.14
株式会社みずほ銀行	76,225	4.97
オー・ジー株式会社	66,700	4.35
赤城耕太郎	53,100	3.46
赤城貫太郎	49,900	3.25
フジコピアン従業員持株会	40,776	2.66
前川貞夫	36,400	2.37
大田太郎	35,400	2.31

(注) 持株比率は、自己株式(258,689株)を控除した発行済株式数(1,530,798株)により算出しております。

(5) 当該事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当該事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
赤城 貫太郎	代表取締役会長	富士加工株式会社 取締役会長 フジコピアン (HK) リミテッド 取締役会長
光本 明	代表取締役社長	富士加工株式会社 取締役副会長 フジコピアン (HK) リミテッド 取締役副会長
上田 正隆	常務取締役常務執行役員 管理部長 兼 S Iプロジェクト室担当	
赤城 耕太郎	取締役上席執行役員 経営企画室長 兼 環境・品質統制室長	鈴花株式会社 代表取締役
志波 博幸	取締役上席執行役員 営業統括部長 兼 東京支店長	
根来 俊彦	取締役 (常勤監査等委員)	
泉川 貴昭(※)	取締役 (監査等委員)	
植村 哲(※)	取締役 (監査等委員)	日産東京販売ホールディングス株式会社 常勤 監査役 (社外監査役)

(注) 1. (※)印は社外取締役であります。

2. 当社は、株主様に対する受託者責任を踏まえ、監査等委員会が客観的かつ適切な監査を行うことを確保するためには、常勤者による高度な情報収集力が必要であると判断し、監査等委員会規程で常勤の監査等委員を選定する旨を定めております。当該規程にもとづき根来俊彦氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、社外取締役泉川貴昭、植村哲の両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 監査等委員泉川貴昭氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

氏名	責任限定契約の内容の概要
根来俊彦	当社は、会社法第427条第1項および当社定款にもとづき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
泉川貴昭	同上
植村哲	同上

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社および子会社の会社法上の取締役・監査役・執行役員・管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

② 保険契約の内容の概要

被保険者である取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる恐れのある損害が填補されます。保険料は取締役会の決議により全額会社が負担することとしておりますが、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職 慰労金	
取締役 (監査等委員を除く)	166 百万円	138 百万円	— 百万円	— 百万円	28 百万円	5 名
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	25 (13) 百万円	25 (13) 百万円	— (—) 百万円	— (—) 百万円	— (—) 百万円	3 (2) 名
合計 (うち社外取締役)	192 (13) 百万円	164 (13) 百万円	— (—) 百万円	— (—) 百万円	28 (—) 百万円	8 (2) 名

(注) 1. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

2. 業績連動報酬につきましては、支給しておりません。

3. 非金銭報酬等につきましては、支給しておりません。

(6) 報酬等に関する定款の定めまたは株主総会決議ならびに取締役の報酬等の額またはその算定方法にかかる決定方針の内容の概要

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の個人別報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の報酬は、毎月支払う基本報酬と退職時に支払う退職慰労金で構成されており、すべて金銭による固定報酬であります。

イ. 基本報酬

取締役の基本報酬につきましては、毎年、取締役会から諮問を受けた指名・報酬諮問委員会にて、役位別に一定の金額レンジで示された基本報酬テーブル案を審議し、取締役会に答申いたします。取締役会にて基本報酬テーブルを決議するとともに、具体的な個人別の基本報酬については、基本報酬テーブルをもとに代表取締役会長 赤城貫太郎氏に一任する旨を決議いたします。代表取締役会長 赤城貫太郎氏は、基本報酬テーブルの範囲内で、それぞれの役位、会社業績への貢献度等を勘案して個人別の基本報酬案を立案いたします。個人別の基本報酬案を監査等委員会にて協議し、協議結果が意見書として代表取締役会長 赤城貫太郎に提出され最終決定となります。

ロ. 退職慰労金

退職慰労金につきましては、取締役が退任した場合、取締役会は、その退任の日以後もっとも早く開催される株主総会（退任の時期が株主総会終結の時であるものは当該総会）に、当該取締役に対する退職慰労金の具体的金額、贈呈の時期、方法等について取締役会に一任する旨の退職慰労金贈呈議案を付議いたします。取締役会は、退職慰労金贈呈議案を株主総会に付議するときは、退職慰労金の額ならびに贈呈の時期について指名・報酬諮問委員会に諮問いたします。指名・報酬諮問委員会は、当社「取締役退職慰労金規程」の定めにもとづき、退職慰労金の額ならびに贈呈の時期について取締役会に対し答申いたします。株主総会が退職慰労金の具体的金額、贈呈の時期、方法等について取締役会に一任の決議をした場合、当該株主総会終結後最初に開催される取締役会において、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、具体的金額、贈呈の時期、方法等について、代表取締役会長 赤城貫太郎氏に一任する旨を決議いたします。なお、以下の場合には、「取締役退職慰労金規程」の定めにもとづき、取締役会は退職慰労金を減額または贈呈しない旨を決議することができます。

(i) 経済界の景況、会社業績の不良その他やむを得ない事由がある場合

(ii) 当該取締役在任中の任務懈怠などにより当社に損害を与えたと認められる場合

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の個人別の報酬等の内容の決定にかかる委任に関する事項

イ. 当事業年度において、2021年4月以降の取締役の具体的な個人別の基本報酬について、代表取締役社長（現、代表取締役会長）赤城貫太郎氏に一任する旨を2021年2月14日開催の取締役会にて決議しております。取締役会にて決定したプロセスに従い、代表取締役社長 赤城貫太郎氏は、基本報酬テーブルの範囲内で、それぞれの役位、会社業績への貢献度等を勘案して個人別の基本報酬案を立案いたしました。個人別の基本報酬案は監査等委員会にて協議を行い、その協議結果について、特段の意見がない旨の通知書が代表取締役社長 赤城貫太郎氏に提出されたことにより、最終決定いたしました。取締役会においては、監査等委員会より特段の意見がない旨の通知書が提出されたことをもって、個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものと判断しております。

この権限を代表取締役社長 赤城貫太郎氏に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには同氏が適していると判断し、取締役会にて決議したためであります。

ロ. 1月から3月の取締役の具体的な個人別の報酬につきましては、指名・報酬諮問委員会の設置が2020年12月11日付であることから、2020年2月14日開催の取締役会において代表取締役社長（現、代表取締役会長）赤城貫太郎氏に一任することを決議したうえで決定しております。代表取締役社長 赤城貫太郎氏が、それぞれの役位、会社業績への貢献度等を勘案して立案し、監査等委員会の意見を踏まえ、決定しております。

③ 監査等委員である取締役の個人別報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬は、毎月金銭で支払われる基本報酬のみであり、職務内容等を勘案して監査等委員である取締役の協議により報酬限度額の範囲内で決定いたしております。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年3月30日開催の第66回定時株主総会において年額3億6千万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役は0名）であります。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年3月30日開催の第66回定時株主総会で年額6千万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）であります。

(7) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	泉川貴昭	<p>当事業年度に開催された取締役会13回すべてに、また、監査等委員会15回すべてに出席いたしました。</p> <p>金融機関で長年にわたり重要な役職に就きその子会社の代表取締役を務めるなど豊富な経験ならびに財務および会計に関する豊富な知見にもとづき、取締役会にて客観的、独立的な立場から提言を行い、当社が同氏に期待する役割を果たしました。そのほか、指名・報酬諮問委員会で委員として委員会において積極的な意見を述べるなど当社の取締役の指名、報酬決定プロセスの独立性、客観性および透明性のより一層の向上に貢献し当社が同氏に期待する役割を果たしました。</p>
	植村 哲	<p>当事業年度に開催された取締役会13回すべてに、また、監査等委員会15回すべてに出席いたしました。</p> <p>大手損害保険会社で経営の中核を担うなど長年にわたり重要な役職に就き、豊富な経験と見識を積み重ねており、こうした経験・見識にもとづき取締役会にて客観的、独立的な立場から提言を行い、当社が同氏に期待する役割を果たしました。そのほか、指名・報酬諮問委員会で委員として委員会において積極的な意見を述べるなど当社の取締役の指名、報酬決定プロセスの独立性、客観性および透明性のより一層の向上に貢献し当社が同氏に期待する役割を果たしました。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---|-------|
| ① 当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等 | 23百万円 |
| ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23百万円 |

- (注) 1. 当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行の状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。
2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人等による監査等を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定にもとづき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において「業務の適正を確保するための体制」の整備にかかる当社の基本方針を決議しております。また、当該決議を実効たらしめるための諸委員会、諸規程等の整備を次に記載のとおり実施しております。

① 当社および当社子会社（以下、当グループといいます。）の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「倫理綱領」および「フジコピアン社員倫理行動基準」を当グループの各取締役が遵守しコンプライアンスの徹底を図ることを求めるとともに、取締役会において取締役の職務執行がそれに反していないことを監督しております。さらに、監査等委員会は、独立した立場から法令および定款に照らし、監査等委員会規程等にもとづいて取締役の職務の執行を監査、監督します。

全役職員に対する啓蒙活動として、「フジコピアンコンプライアンスハンドブック」の適宜改訂、配布、全役職員対象のコンプライアンス講習会の開催をしており、コンプライアンス規程に従いコンプライアンス委員会を随時開催し、コンプライアンスプログラムの実行状況をモニターすることとしております。

会社に重大な影響をおよぼす事案に対する取締役の職務の執行に際しては、取締役会、常務会、運営会議、経営会議等において方針等を慎重に検討の後決定しております。

さらに、取締役の指名・報酬等に関する公正性・透明性・客観性を担保するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置し、同委員会で審議した結果を取締役に答申します。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に対する体制

取締役は、取締役会議事録、経営会議議事録や稟議決裁書類その他その職務の執行にかかる情報を取締役会規程、稟議規程、決裁規程、その他社内規程の定めるところに従い文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存し管理しております。

取締役は、取締役の行った決定に関する情報、稟議書その他社内規程により定める文書を常時閲覧することができます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に従い、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し必要に応じてリスク管理体制の見直しおよび事業継続計画（BCP）の定期的な改訂をしております。また、必要に応じてリスクマネジメント委員会のもとに個別検討課題ごとにリスクマネジメントワーキンググループを設置し各部門の業務に付随したリスクの評価と対策を検討する体制を整えております。

取締役会は、定期的あるいは問題発生時にその状況につきリスクマネジメント委員会から報告を受け必要な対策や再発防止策を決定することとしております。BCPにつきましては毎年12月に改訂の要否を問わず見直しを定期的に行っているほか、随時、リスクマネジメント委員会においてBCPの改訂を承認のうえ、これを取締役に報告し、当社の事業継続体制の強化を図っております。さらに子会社のリスク管理につきましては、子会社管理規程に定める内部監査を通じて業務上のリスクの未然の防止に努めるものです。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、中期経営計画および年度の事業目標を決定し、その執行状況を追跡のうえ必要な修正を行うとともに、その目的に沿った組織編成や人員配置により効率的な職務の執行を行っております。

また、取締役の職務については職務権限規程、決裁規程、その他関連する規程の定めに従いその権限の明確化を図るとともに、職務の執行が効率的に行われる体制を確保しております。また、子会社管理規程にもとづき決裁手続、決裁権者を明瞭にすることで当グループ全体の効率的な業務執行体制の確保を図っております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「倫理綱領」、「フジコピアン社員倫理行動基準」を定めこれを社内に徹底するとともに社内における内部通報制度を設けコンプライアンスに対する意識の日常化を図っております。

内部監査（および内部統制）を充実させるために社長直轄の内部監査部門の体制充実を行い当社のみならずグループ各社の内部統制監査を通じてコンプライアンス活動を強化しております。

⑥ 下記イ、ロ、ハおよびニの体制その他の当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ. 当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社管理規程に定めるとおり、取締役会等において子会社管理業務担当部門長である管理部長より各子会社の業績、財政状態および重要な事項について報告を受けております。

また、上記ロ、ハ、ニについては前記③、④および⑤項のとおりグループ一体となった体制を構築しております。

なお、海外子会社につきましては、所在国の法令規則ならびに商慣習等の遵守を優先させ、可能な範囲で本方針に準じた体制をとることとしております。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人（監査等委員会スタッフ）に関する事項

監査等委員会が監査等委員会スタッフを置くことを求めた場合は、その内容につき協議のうえ要望に沿うよう取り計らうこととしております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置いておりません。

⑧ 監査等委員会スタッフの取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会スタッフを置く場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）はその業務の性格に留意し、その人事上の異動や評価については監査等委員会の同意のうえでこれを行います。

⑨ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会スタッフを設置した場合は、

イ. 当該使用人に対する指揮命令権は監査等委員会にあることを確保し、

ロ. 上記にかかわらず、監査等委員会以外からの当該使用人に対する業務執行命令が必要である場合には、監査等委員会からの指揮、命令に背反するものでない限りかかる業務執行命令は有効なものとし、

ハ. 当該使用人へ必要な調査権限、情報収集権限を付与するものとし、

⑩ 下記イ、ロおよびハの体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員その他これらに相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

ハ. 前各号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および当社子会社の役職員は、当社の監査等委員会に対し法定の事項に加え当社および子会社に重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報内容を速やかに報告することとしております。監査等委員会から要求があった事項についても、資料の提供を含めその内容を報告することとしております。

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社および当社子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および当社子会社の役職員に周知徹底します。

⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の遂行にあたり、会社法第399条の2第4項にもとづく費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求が不適当なものであると認められた場合を除き、速やかに当該請求に応じるものとします。

⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会に対し、必要に応じて弁護士、公認会計士など外部の専門家から監査業務にかかる助言を受ける機会を確保しております。

監査の実効性を高めるために監査等委員会と代表取締役社長との間で監査上の諸問題等について定期的に話し合う機会を持っております。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「倫理綱領」および「フジコピアン社員倫理行動基準」ならびに「経営理念ハンドブック」および「コンプライアンスハンドブック」において反社会的勢力に対して毅然とした態度をとること、および反社会的勢力とは一切関係を持たないことを定めております。

また、当社は、反社会的勢力による被害を防止するために「大阪府企業防衛連合協議会」および同協議会傘下の各種協議会に加盟しており各会で開催される研修会に積極的に参加し、企業防衛に関する必要な情報の収集に努めております。

万一、不当な要求があった場合には、警察署等と連絡を密にとり、不当要求には断固応じないという姿勢で取り組んでまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役会について

取締役会は、毎月1回および必要に応じて随時開催し、法令で定められた事項、会社の基本方針をはじめ重要な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。さらに、取締役会には、監査等委員を含む全取締役に加え執行役員も参加することで、経営の透明性を高めるべく体制を整備しております。

なお、当事業年度において取締役会を13回開催いたしました。

② 監査等委員会について

監査等委員会は、原則として月1回開催し、監査方針・監査計画の決定、各監査等委員の職務の執行状況の報告等を行っております。また、取締役会への出席はもちろんのこと、常勤の監査等委員が経営会議などの会議に出席するほか、監査等委員である社外取締役も3ヶ月に一度経営会議に出席するなど情報の共有体制を強化しております。さらに、監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行うほか、監査室および会計監査人との連携による意見交換・情報交換を行っております。

こうした取り組みを通じて、経営に対する監査・監督が有効に機能する体制を整えております。

なお、当事業年度において監査等委員会を15回開催いたしました。

③ 指名・報酬諮問委員会について

当社は、取締役の指名、報酬などの重要な経営事項に関する検討について、公正性、透明性、客観性を一層強化する目的で、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。

指名・報酬諮問委員会の開催の頻度は、「指名・報酬諮問委員会規程」にて年1回以上と定めており、2021年度は、1月に「取締役会の構成についての考え方」、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役の選解任の方針および基準」、「取締役の報酬等の決定方針」などの重要な方針および「取締役候補者の選定」などについての審議・答申、4月に「年間計画」などについての審議・答申および11月に「代表取締役の後継者計画」、「スキル・マトリックス」などについての審議・答申のため3回開催いたしました。

委員の構成は、「指名・報酬諮問委員会規程」において、「取締役である委員3名以上で構成し、その半数以上は社外取締役から選定する」と定めており、現在の委員は社内取締役2名および独立社外取締役2名の4名であります。

④ 内部監査について

監査室は、監査計画にもとづき内部監査を実施し、代表取締役に報告書を提出しております。

⑤ 財務報告にかかる内部統制について

監査室は、内部統制に関する基本計画にもとづき内部統制評価を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の成長に必要なキャッシュフローや内部留保等を勘案しつつ、経営成績に応じ、安定した配当を実施することを基本方針としております。

当期末の株主配当は、連結配当性向25%から30%程度を目安とする方針にもとづき、2022年2月14日開催の取締役会において、1株当たり、前年比25円増配の65円とすることといたしました。

2022年12月期決算以降は、株主還元の一層の強化により企業価値の向上を図るため、連結配当性向30%以上を方針といたします。

なお、当社は会社法第459条第1項にもとづき、剰余金の配当を取締役会の決議によっても行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示の単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	8,693,590	I 流動負債	2,587,733
現金及び預金	4,325,858	支払手形及び買掛金	514,966
受取手形及び売掛金	1,964,400	電子記録債務	859,451
電子記録債権	728,653	短期借入金	142,775
商品及び製品	528,423	一年以内返済予定長期借入金	393,835
仕掛品	557,299	リース債務	15,212
原材料及び貯蔵品	530,573	未払法人税等	73,493
その他の	60,999	未払消費税等	10,584
貸倒引当金	△2,618	設備関係支払手形	66,165
		設備関係電子記録債務	192,817
		その他の	318,431
II 固定資産	7,527,926	II 固定負債	3,154,857
1.有形固定資産	5,947,734	長期借入金	2,145,156
建物及び構築物	2,349,600	リース債務	8,785
機械装置及び運搬具	1,514,779	繰延税金負債	134,592
土地	1,679,923	役員退職慰労引当金	209,558
リース資産	196,581	退職給付に係る負債	652,953
建設仮勘定	66,142	資産除去債務	3,811
その他の	140,705		
2.無形固定資産	159,147	負債の部合計	5,742,590
ソフトウェア	14,222	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	108,098	I 株主資本	10,037,542
その他の	36,827	1.資本金	4,791,796
3.投資その他の資産	1,421,044	2.資本剰余金	2,995,928
投資有価証券	1,212,053	3.利益剰余金	2,671,617
その他の	208,991	4.自己株式	△421,799
		II その他の包括利益累計額	441,383
		1.その他有価証券評価差額金	330,115
		2.為替換算調整勘定	91,539
		3.退職給付に係る調整累計額	19,727
資産の部合計	16,221,516	純資産の部合計	10,478,925
		負債・純資産の部合計	16,221,516

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年1月1日
至 2021年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,598,509
売 上 原 価		6,306,726
売 上 総 利 益		2,291,783
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,942,087
営 業 利 益		349,696
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	38,140	
為 替 差 益	40,332	
そ の 他	14,652	93,125
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,579	
そ の 他	540	17,120
経 常 利 益		425,701
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	11,116	11,116
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		414,584
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		62,166
法 人 税 等 調 整 額		△17,230
当 期 純 利 益		369,648
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		369,648

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日
至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年1月1日残高	4,791,796	2,995,928	2,363,210	△421,413	9,729,522
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△61,242		△61,242
親会社株主に帰属する当期純利益			369,648		369,648
自己株式の取得				△386	△386
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			308,406	△386	308,020
2021年12月31日残高	4,791,796	2,995,928	2,671,617	△421,799	10,037,542

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益 累計額合計	
2021年1月1日残高	314,162	46,162	2,525	362,849	10,092,372
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△61,242
親会社株主に帰属する当期純利益					369,648
自己株式の取得					△386
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	15,953	45,377	17,202	78,533	78,533
連結会計年度中の変動額合計	15,953	45,377	17,202	78,533	386,553
2021年12月31日残高	330,115	91,539	19,727	441,383	10,478,925

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	7,840,034	I 流動負債	2,404,777
現金及び預金	3,550,116	支払手形	149,415
受取手形	37,018	電子記録債権	859,451
電子記録債権	728,653	買掛金	433,416
売掛金	1,988,650	一年以内返済予定長期借入金	393,835
商品及び製品	472,252	リース債務	15,212
仕掛品	555,629	未払金	95,029
原材料及び貯蔵品	412,577	未払費用	76,438
未収入金	65,486	未払法人税等	65,117
その他の	32,548	前受金	10,879
貸倒引当金	△2,900	預り金	45,227
		設備関係支払手形	66,165
		設備関係電子記録債権	192,817
		その他の	1,771
II 固定資産	7,567,949	II 固定負債	3,129,370
1.有形固定資産	5,610,409	長期借入金	2,145,156
建物	2,182,099	リース債務	8,785
構築物	27,858	繰延税金負債	100,471
機械及び装置	1,379,005	退職給付引当金	661,588
車両運搬具	1,303	役員退職慰労引当金	209,558
工具、器具及び備品	138,837	資産除去債務	3,811
土地	1,679,923		
リース資産	196,581		
建設仮勘定	4,800		
		負債の部合計	5,534,147
2.無形固定資産	122,491	(純資産の部)	
ソフトウェア	14,222	I 株主資本	9,543,720
ソフトウェア仮勘定	108,098	1.資本金	4,791,796
その他の	171	2.資本剰余金	2,995,928
		資本準備金	1,197,949
		その他資本剰余金	1,797,979
3.投資その他の資産	1,835,048	3.利益剰余金	2,177,794
投資有価証券	1,212,053	その他利益剰余金	2,177,794
関係会社株	444,373	別途積立金	500,000
生命保険掛	93,919	繰越利益剰余金	1,677,794
その他の	84,701	4.自己株式	△421,799
		II 評価・換算差額等	330,115
		その他有価証券評価差額金	330,115
資産の部合計	15,407,983	純資産の部合計	9,873,835
		負債・純資産の部合計	15,407,983

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2021年1月1日
至 2021年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,087,085
売 上 原 価		6,054,604
売 上 総 利 益		2,032,480
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,862,104
営 業 利 益		170,376
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	49,547	
為 替 差 益	41,575	
そ の 他	43,681	134,804
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,363	
そ の 他	15,491	30,854
経 常 利 益		274,325
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	11,116	11,116
税 引 前 当 期 純 利 益		263,208
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		38,916
法 人 税 等 調 整 額		△16,802
当 期 純 利 益		241,094

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日
至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2021年1月1日残高	4,791,796	1,197,949	1,797,979	2,995,928
当期中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)				
当期中の変動額合計				
2021年12月31日残高	4,791,796	1,197,949	1,797,979	2,995,928

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2021年1月1日残高	500,000	1,497,941	1,997,941	△421,413	9,364,253
当期中の変動額					
剰余金の配当		△61,242	△61,242		△61,242
当期純利益		241,094	241,094		241,094
自己株式の取得				△386	△386
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)					
当期中の変動額合計		179,852	179,852	△386	179,466
2021年12月31日残高	500,000	1,677,794	2,177,794	△421,799	9,543,720

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年1月1日残高	314,162	314,162	9,678,415
当期中の変動額			
剰余金の配当			△61,242
当期純利益			241,094
自己株式の取得			△386
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	15,953	15,953	15,953
当期中の変動額合計	15,953	15,953	195,420
2021年12月31日残高	330,115	330,115	9,873,835

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

フジコピアン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仲 昌 彦
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 葉 山 良 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジコピアン株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジコピアン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

フジコピアン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 仲 昌 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 葉 山 良 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジコピアン株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告および附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

フジコピアン株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 根 来 俊 彦 ㊟

監査等委員 泉 川 貴 昭 ㊟

監査等委員 植 村 哲 ㊟

(注) 1. 監査等委員泉川貴昭および植村 哲は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第5条(条文省略)	第1章 総 則 第1条～第5条(現行どおり)
第2章 株 式 第6条～第12条(条文省略)	第2章 株 式 第6条～第12条(現行どおり)
第3章 株主総会 第13条～第15条(条文省略)	第3章 株主総会 第13条～第15条(現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削除)
第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第17条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会 第20条～第33条 (条文省略)</p> <p>第5章 計 算 第34条～第37条 (条文省略)</p> <p>附 則 第1条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第17条～第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会 第20条～第33条 (現行どおり)</p> <p>第5章 計 算 第34条～第37条 (現行どおり)</p> <p>附 則 第1条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第16条 (電子提供措置等) の新設は会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会につい</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>ては、<u>変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>はなお効力を有する。</p> <p>3 <u>本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）が任期満了となります。

つきましては、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の意見はございませんでした。

【ご参考】

1. 取締役会の構成についての考え方

取締役会は知識・経験・能力等をバランス良く備え、取締役会全体としての構成の多様性に十分配慮したものとなるよう取締役を選任いたします。

また、監査等委員である取締役については、会社法に則り3名以上でその過半数を社外取締役とし、会社法、会計や企業経営全般にかかる知識・経験等のほか、社外取締役に關しては、東京証券取引所における独立役員の独立性基準にもとづき策定された、当社の「社外取締役の独立性基準」に照らして選任いたします。

取締役会の規模については、当社の規模や業容を勘案、その機能が効果的、効率的に発揮できるよう、定款上の員数として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名以内、監査等委員である取締役は5名以内の範囲で適正な人数といたします。

なお、取締役の選解任に関する前提として、当社の経営理念、長期ビジョンおよび中期経営計画等に照らし、当社の持続的な成長と企業価値向上のために「取締役会が備えるべきスキル」について、指名・報酬諮問委員会で審議・答申のうえ取締役会にて決定しております。

そのうえで、指名・報酬諮問委員会にて「スキル・マトリックス」について審議のうえ、取締役会として不足しているスキルがないかをチェックし、取締役会に答申しており、その答申を受けて取締役会が「スキル・マトリックス」を決議しております。

経営環境の変化等により「取締役会が備えるべきスキル」を変更する必要があるかをチェックする体制を整えております。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役の選解任の方針および基準

(1) 選任の方針および基準について

取締役会の構成についての考え方を踏まえ、以下の方針および基準をもって選任いたします。

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

以下の選任基準にもとづき、代表取締役が候補者案を策定し、指名・報酬諮問委員会への諮問・答申および監査等委員会の意見を踏まえたうえで、取締役会の決議を経て株主総会に選任議案を提出いたします。

イ. 優れた人格および高い倫理観を有していること

ロ. 豊富な経験および高い見識を有していること

ハ. 経営にかかる判断能力に優れ、十分なリーダーシップを備えていること

二、職務遂行上、心身ともに健康面で支障のないこと

② 監査等委員である取締役

以下の選任基準にもとづき、代表取締役が候補者案を策定し、監査等委員会の同意を前提として、指名・報酬諮問委員会への諮問・答申を踏まえたうえで、取締役会の決議を経て株主総会に選任議案を提出いたします。

イ、優れた人格および高い倫理観を有していること

ロ、会社法、会計や企業経営全般にかかる豊富な知識・経験を有していること
とくに、財務・会計に関する相当程度の知見を有する者を1名以上選任する

ハ、経営にかかる判断能力に優れていること

ニ、職務遂行上、心身ともに健康面で支障のないこと

ホ、社外取締役に關しては、東京証券取引所における独立役員の実独立性基準にもとづき策定された当社の「社外取締役の実独立性基準」を満たし、株主共同の利益の観点から適切な意見表明ができること

(2) 解任の方針および基準について

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役について、法令や定款に関する重大な違反があった場合、取締役に求められる資質を充足していない場合、あるいは健康上の理由等によりその職務を遂行することが困難な場合は、指名・報酬諮問委員会への諮問・答申および監査等委員会の意見（監査等委員である取締役については監査等委員会の同意を得ることが前提）を踏まえ、取締役会の決議を経て株主総会に解任議案を提出いたします。

【ご参考】取締役会として備えるべきスキル

当社の持続的成長と企業価値の向上に向けて、経営戦略や経営計画等として経営の大きな方向性を示すとともに、その執行状況を監督するという機能を発揮するため、取締役会が備えるべきスキルを以下のとおりと考えております。

スキル項目	スキルの定義	「取締役会が備えるべきスキル」としての選定理由
① 企業経営	当社代表取締役の経験、あるいは他の上場会社（子会社を含む）またはそれに準ずる会社における業務執行取締役・執行役員の経験	当社の持続的成長と企業価値向上のため、経営トップとして明確な方向性を示しリーダーシップを発揮した経験が必要です。 また、他の上場会社等における経営陣としての経験につきましては、経営環境の激しい変化のなかでの柔軟な経営判断等への貢献が期待できます。
② 営業・マーケティング	当社または他社における営業の経験・知見、あるいはマーケティング戦略の企画に携わった経験・知見	顧客満足を生み出すとともに、マーケットから競争戦略につながる有益な情報を得るといった営業機能に関するスキルは、取締役会にとって極めて重要です。 また、マーケティング戦略の立案と遂行にかかるスキルも持続的成長のために必要なものです。

スキル項目	スキルの定義	「取締役会が備えるべきスキル」としての選定理由
③ 研究開発 生産技術 製造	当社におけるコアコンピタンスである処方設計および分析技術（開発部門）、塗工・表面処理技術および加工技術（生産技術部門）、またはそれらの技術を基盤とするものづくり（製造）について、いずれかの経験・知見	当社の最大の強みは「開発志向型企业」としての独自の技術基盤です。 こうした独自技術に関する専門性は、新たなイノベーションの創出による持続的成長と企業価値向上を実現するために取締役会にとって必要不可欠なものです。
④ 安全 環境 品質	当社または他社における安全、環境、品質のいずれかに関連する業務経験・知見	製造業にとっては「安全第一」であり、安全は組織全体の責任であります。 また、E S GのE（環境）に関する問題への対応力は、企業としてのサステナビリティにとって極めて重要です。さらに、品質はお客さまからの信頼の維持・向上に不可欠なものであり、これらの機能に関する経験と知見が取締役に求められます。
⑤ 海外事業	当社または他社における海外駐在を含む海外事業の経験・知見	当社グループは海外拠点を有し、グローバルなビジネス展開をおこなっております。こうした海外事業に関する経験・知見は当社グループの持続的成長に不可欠です。 また、いわゆるカントリーリスクへの適切な対応のためにも、取締役会に必要なスキルであります。
⑥ 財務 会計	当社または他社における財務、会計に関する業務経験・知見	強固な財務基盤を構築することはもちろんのこと、持続的な企業価値向上に向けた成長投資および株主還元を含めた資本政策を推進するためには、財務・会計面での経験・知見が取締役会として不可欠であります。
⑦ 人事 労務	当社または他社における人的資源の適正配置、人財育成、働き方改革を含めた労務管理に関する経験・知見	当社の持続的成長を実現するためには、従業員との強固なエンゲージメントの構築が大前提です。そのためには、人的資本への投資と人財育成に向けた不断の取り組みが必要です。 また、E S GのS（社会）の問題でもあるダイバーシティの推進や働き方改革等の観点からも、人事・労務に関する経験・知見が取締役に求められます。
⑧ 法務 リスク管理	当社または他社における法務あるいはリスク管理のいずれかに関する経験・知見	法務（コンプライアンスを含む）およびリスク管理にかかる体制の強化は、持続的な企業価値向上実現の基盤であり、これがぐらつくと経営陣の果敢な意思決定は望めません。こうした観点から、法務・リスク管理の経験・知見は取締役会に必要な不可欠なものです。
⑨ 異業種 経験	異業種における管理職以上の経験	取締役会における多様性の一環として、異業種でのマネジメント経験が当社に多様な「知恵のひきだし」をもたらし、柔軟でレジリエンスの高い「強い企業」となることに大きな貢献を果たすものと確信しております。

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス（予定）

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合の各取締役が保有するスキルは以下の表のようになります。

氏名		独立役員	スキル項目								
			① 企業経営	② 営業・マーケティング	③ 研究開発 生産技術 製造	④ 安全 環境 品質	⑤ 海外事業	⑥ 財務 会計	⑦ 人事 労務	⑧ 法務 リスク管理	⑨ 異業種 経験
業務執行取締役	赤城貫太郎		●	●	●	●	●		●	●	
	光本 明		●	●		●	●		●		●
	上田 正隆							●	●	●	●
	赤城耕太郎			●	●	●					
	志波 博幸		●	●			●				●
監査等委員	花田 広					●	●	●	●	●	
	植村 哲	●	●	●					●	●	●
	齊藤 昌宏	●	●	●				●	●	●	●

(注) 上記のスキル・マトリックスは、各人の保有するスキルのうち強みがある項目を記載しており、各人の保有するすべての経験や知見を示すものではありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>あか しろ かん たろう 赤 城 貫 太 郎 (1945年1月31日生)</p>	<p>1965年 4 月 当社入社 1988年 3 月 当社取締役製造本部副本部長 1990年10月 当社取締役購買部長 1992年 2 月 当社取締役営業本部副本部長兼 大阪営業部長 1993年 3 月 当社取締役技術本部長 1995年 3 月 当社常務取締役技術本部長 1996年 6 月 当社常務取締役製造本部長 2001年 3 月 当社代表取締役常務品質保証部 担当兼購買部担当兼海外加工促進担当 2002年 3 月 当社代表取締役社長 2021年 3 月 当社代表取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) 富士加工株式会社 取締役会長 フジ コピアン (HK) リミテッド 取締役会長</p>	49,900株
<p>選任理由 赤城貫太郎氏は、長年当社の取締役として製造、購買、営業、技術、海外事業等の各部門の責任者を歴任するなど豊富な業務経験と見識を有し、業務全般を熟知しております。また、2002年3月より当社代表取締役社長に就任、さらに 2021年3月に代表取締役会長に就任し、長年当社グループの経営統括者として強いリーダーシップによりグループ全体を牽引してきた実績を積み重ねていることから、当社取締役候補者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	みつもと あきら 光 本 明 (1959年2月1日生)	1982年 4月 デュポン・ファーイースト日本支社（現デュポン株式会社）入社 1998年 4月 デュポンアジアパシフィックポリエステル樹脂製品企画部長 2005年 4月 デュポン株式会社エンジニアリングポリマー事業部営業統括部長 2010年 5月 デュポン中国上海駐在アジア域内日系企業担当営業統括部長 2013年 9月 デュポン株式会社パフォーマンス・マテリアル事業部副事業部長 2014年 3月 デュポン株式会社執行役員パフォーマンス・マテリアル事業部事業部長 東レ・デュポン株式会社取締役（兼任） 2015年 4月 デュポン株式会社常務執行役員パフォーマンス・マテリアル事業部事業部長 2019年 8月 当社入社、専務執行役員 2020年 3月 当社代表取締役専務 2021年 3月 当社代表取締役社長 現在に至る （重要な兼職の状況） 富士加工株式会社 取締役副会長 フジ コピアン（HK）リミテッド 取締役副会長	500株
選任理由 光本明氏は、当社入社以前に、外資の大手化学メーカーにて海外事業を含む豊富な経験と見識を積み重ねたことに加え、経営陣としてその中枢を担ってきた経験も有しております。また、当社において2020年3月に代表取締役専務就任、2021年3月より代表取締役社長に就任し、当社グループの経営統括者として強いリーダーシップによりグループ全体を牽引してきた実績を有していることから、当社取締役候補者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	うえだまさたか 上田正隆 (1962年7月25日生)	1986年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 1996年3月 同行人事部付慶應ビジネススクール派遣 2001年7月 同行業務企画室企画調査役兼人事部付企画調査役 2002年4月 株式会社みずほ銀行業務企画部参事役 2007年2月 同行事務統括部事務リスク管理室長 2011年6月 同行業務監査部副部長 2014年5月 当社出向、顧問 2014年7月 当社出向、管理部長 2015年3月 当社入社、執行役員管理部長 2016年3月 当社取締役上席執行役員管理部長 2016年12月 当社取締役上席執行役員管理部長兼S Iプロジェクト室担当 2018年3月 当社常務取締役常務執行役員管理部長兼S Iプロジェクト室担当 現在に至る	2,000株
選任理由 上田正隆氏は、当社入社以前に、大手金融機関の企画部門やリスク管理部門を中心に豊富な経験と見識を積み重ねております。また、当社入社後、管理部長および管理部門担当取締役を務め、当社グループにおける内部管理体制の向上に加え、人的資本への投資にかかる取り組みおよびコーポレートガバナンスの体制強化等に貢献した実績を有していることから、当社取締役候補者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
4	あか しろ こう たろう 赤 城 耕 太 郎 (1965年9月3日生)	1991年 4月 当社入社 2003年 3月 当社取締役社長室長 2004年 3月 当社取締役常務執行役員生産統括部担当 2006年 3月 当社取締役常務執行役員経営企画部担当 2010年 2月 当社常務取締役常務執行役員営業部統括担 当 2011年 7月 当社常務取締役常務執行役員企画室担当 2012年12月 当社常務取締役常務執行役員経営企画室担 当 2014年 3月 当社取締役上席執行役員経営企画室担当 2014年 7月 当社取締役上席執行役員経営企画室担当兼 経営企画室長 2015年 8月 当社取締役上席執行役員経営企画室長 2018年 6月 当社取締役上席執行役員経営企画室長兼環 境・品質統制室長 現在に至る (重要な兼職の状況) 鈴花株式会社 代表取締役	53,100株
選任理由 赤城耕太郎氏は、当社取締役就任以来、生産、営業等の各部門の責任者を歴任するなど豊富な業務経験と見識を積み重ねております。また、長年にわたり経営企画部門担当取締役を務め、当社グループ全体の経営の中核機能を果たし中期経営計画の立案・推進等に実績を有しております。加えて、環境・品質統制部門の担当取締役を兼任し、当社グループにおけるカーボンニュートラルに向けた取り組みを牽引するなどの実績を有していることから、当社取締役候補者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	し お ひろ ゆき 志 波 博 幸 (1961年11月1日生)	1984年 4月 三菱樹脂株式会社（現三菱ケミカル株式会社）入社 2001年 4月 MC PETFILM INDONESIA（インドネシア現地法人）取締役営業部長 2006年 3月 三菱化学ポリエステルフィルム株式会社工業材料事業部事業部長 2008年 4月 三菱樹脂株式会社ポリエステルフィルム工業材料事業部事業部長 2011年 4月 三菱樹脂ポリエステルフィルム（中国蘇州）総経理 2014年 7月 三菱樹脂株式会社中部支社理事支社長 2017年 4月 三菱ケミカル株式会社経営企画部理事グループマネージャー 2018年 1月 当社入社、当社上席執行役員市場開発部担当兼海外営業部担当 2018年 3月 当社取締役上席執行役員市場開発部担当兼営業第二部長 2018年 8月 当社取締役上席執行役員営業統括部長兼東京支店長 現在に至る	700株
選任理由 志波博幸氏は、当社入社以前に、大手化学メーカーにて海外子会社の経営トップを務めるなど重要な役職に就き、豊富な経験と見識を積み重ねております。また、当社入社後、営業担当取締役として、営業部門を中心に当社中期経営計画の最重点経営課題「新製品・新規事業開発」の取り組みを牽引するなど、当社グループ全体の営業戦略の立案・推進等に実績を有していることから、当社取締役候補者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社および子会社の会社法上の取締役・監査役・執行役員・管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約にもとづき被保険者となります。また、任期中（2022年3月31日）に当該保険契約を更新する予定です。なお、当該保険契約の内容の概要につきましては事業報告18頁をご参照ください。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となりますので監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	※ 花 田 広 (1956年8月17日生)	1981年4月 当社入社 1999年4月 フジ コピアン コーポレイション（米国籍会社）社長（出向） 2000年12月 当社管理統轄部 関連会社管理部長 2005年12月 当社管理部長 2009年12月 当社監査室長 2012年3月 富士加工株式会社 取締役社長（出向） 2019年1月 当社監査室長 現在に至る	300株
<p>選任理由</p> <p>花田広氏は、当社管理部長を務め、財務および会計に関する知見を有するほか、当社海外子会社の社長および国内子会社の社長を歴任するなど、海外事業を含め幅広い業務経験と見識を積み重ねております。加えて、監査室長の経験も豊富であり、独立した立場で経営の監視・監督機能を担う監査等委員である取締役候補者として適任であると判断し、新たに候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p>うえむら さとし 植村 哲 (1958年12月22日生)</p>	<p>1982年 4月 日動火災海上保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）入社 2006年 7月 東京海上日動火災保険株式会社神戸中央支店長 2010年 7月 同社401k事業推進部長兼営推企画グループリーダー 2010年10月 同社401k事業推進部長 2013年 6月 同社横浜ベイサイド支店長 2015年 4月 同社執行役員横浜ベイサイド支店長 2018年 4月 同社常務執行役員 2020年 3月 当社取締役監査等委員 2020年 6月 日産東京販売ホールディングス株式会社常勤監査役（社外監査役） 現在に至る （重要な兼職の状況） 日産東京販売ホールディングス株式会社 常勤監査役（社外監査役）</p>	0株
<p>選任理由および社外取締役として期待される役割の概要 植村哲氏は、大手損害保険会社で経営の中核を担うなど長年にわたり重要な役職に就き、豊富な経験と見識を積み重ねております。また、こうした経験・見識にもとづき、当社の監査等委員である社外取締役として、客観的かつ多面的な視点で経営全般にわたる建設的な提言を行い取締役会の実効性向上に貢献しております。さらに、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の指名・報酬にかかる重要事項に関与し、その公正性、透明性および客観性の強化にも貢献しております。 以上の点を勘案、引き続き、当社経営に対する提言、独立した立場での経営の監視・監督機能を通じたコーポレートガバナンスの一層の向上にかかる貢献が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者として適任であると判断し、候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	※ <small>さいとう</small> 齊 藤 <small>まさひろ</small> 昌 宏 (1954年11月25日生)	1979年 4月 株式会社泉州銀行（現・株式会社池田泉州銀行） 入行 1995年 4月 同行 秘書部秘書課長 1998年 6月 同行 住之江支店支店長 2001年 4月 同行 人事部副部長 2003年 4月 同行 阪南ブロック統括店長 2007年 1月 同行 住宅ローン推進部長 2009年 6月 同行 執行役員 住宅ローン推進部長 2009年 8月 同行 執行役員 顧客対応 PT 事務局担当 2010年 5月 株式会社池田泉州銀行 常務執行役員 営業企画部長 2012年 6月 株式会社池田泉州ホールディングス 取締役 株式会社池田泉州銀行 取締役 CS 本部大阪東地区本部長 2014年 5月 株式会社池田泉州銀行 取締役 事務システム本部長 2014年 6月 同行 専務執行役員 事務システム本部長 2017年 6月 池田泉州信用保証株式会社 代表取締役社長 近畿信用保証株式会社 代表取締役社長 2018年 6月 株式会社池田泉州銀行 監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社池田泉州銀行 監査役	0株
<p>選任理由および社外取締役として期待される役割の概要</p> <p>齊藤昌宏氏は、銀行において取締役として経営の中枢を担ったほか、監査役の経験も有しております。また、銀行子会社の代表取締役を務めるなど、豊富な経験と見識を積み重ねております。さらに、財務および会計の知見も有しております。</p> <p>こうした経験・見識にもとづく客観的かつ多面的な視点での当社経営に対する提言が期待できるとともに、独立した立場での経営の監視・監督機能を担い、コーポレートガバナンスの一層の向上にかかる貢献が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者として適任であると判断し、新たに候補者としております。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は、現在、植村哲氏との間で会社法第427条第1項および定款第33条にもとづき、損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約にもとづく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。本議案が承認可決された場合は、当社と植村哲氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、花田広氏、齊藤昌宏氏が監査等委員である取締役を選任された場合、当社は、両氏と上記責任限定契約を締結する予定であります。
4. 植村哲氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 監査等委員候補者植村哲氏および齊藤昌宏氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。なお、両氏は当社が定めた社外取締役の独立性に関する基準（58頁に掲載）を満たしております。
6. 当社は、植村哲氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、齊藤昌宏氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員として指定する予定であります。
7. 当社は、当社および子会社の会社法上の取締役・監査役・執行役員・管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約にもとづき被保険者となります。また、任期中（2022年3月31日）に当該保険契約を更新する予定です。なお、当該保険契約の内容の概要につきましては事業報告18頁をご参照ください。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
あい ない しん いち 相 内 真 一 (1955年1月22日生)	1979年4月 大阪弁護士会登録 1989年4月 礪川・相内法律事務所を共同開設 1996年4月 グローバル法律事務所副代表(現任) 2011年6月 日本基礎技術株式会社社外監査役 現在に至る	0株
選任理由および社外取締役として期待される役割の概要 相内真一氏は、弁護士として法的な専門知識と経験を有し、客観的な立場から当社の経営を監視していただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として適任と判断いたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 相内真一氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
なお、同氏は、当社が定めた社外取締役の独立性に関する基準(次頁に掲載)を満たしております。
3. 相内真一氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法務に精通し、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
4. 当社は、会社法第427条第1項および定款第33条にもとづき、法令に定める最低限度額を損害賠償責任限度額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めております。これにより相内真一氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当社と同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約にもとづく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、当社および子会社の会社法上の取締役・監査役・執行役員・管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、相内真一氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当該保険契約にもとづき被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要につきましては事業報告18頁をご参照ください。

【ご参考】

社外取締役の独立性に関する基準

当社の社外取締役は、次のいずれかに該当する場合、独立性を有しないものと判断します。

1. 当社グループ

- ① 現在または過去10年間に於ける、当社および当社の子会社の業務執行者

2. 主要な取引先

- ② 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
③ 当社の主要な取引先である者またはその業務執行者

3. 大口債権者等

- ④ 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者等またはその業務執行者

4. 主要な株主

- ⑤ 当社の主要株主（議決権比率10%以上の株主）またはその業務執行者

5. 専門家

- ⑥ 当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
⑦ 当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者

6. 寄付先

- ⑧ 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者
⑨ 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者

7. 近親者

- ⑩ 当社または当社の子会社の取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
⑪ 上記②～⑨に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

8. 過去要件

- ⑫ 上記②～⑪に過去3年間に於いて該当していた者

(注)

1. ②において、「当社を主要な取引先とする者」とは、「直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（主に仕入先）」をいう。
2. ③において、「当社の主要な取引先である者」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（主に販売先）」をいう。
3. ⑥、⑧および⑨において、「一定額」とは、「年間1千万円」であることをいう。
4. ⑦において、「一定額」とは、「直近事業年度における法人、組合等の団体の総売上高の2%以上」であることをいう。

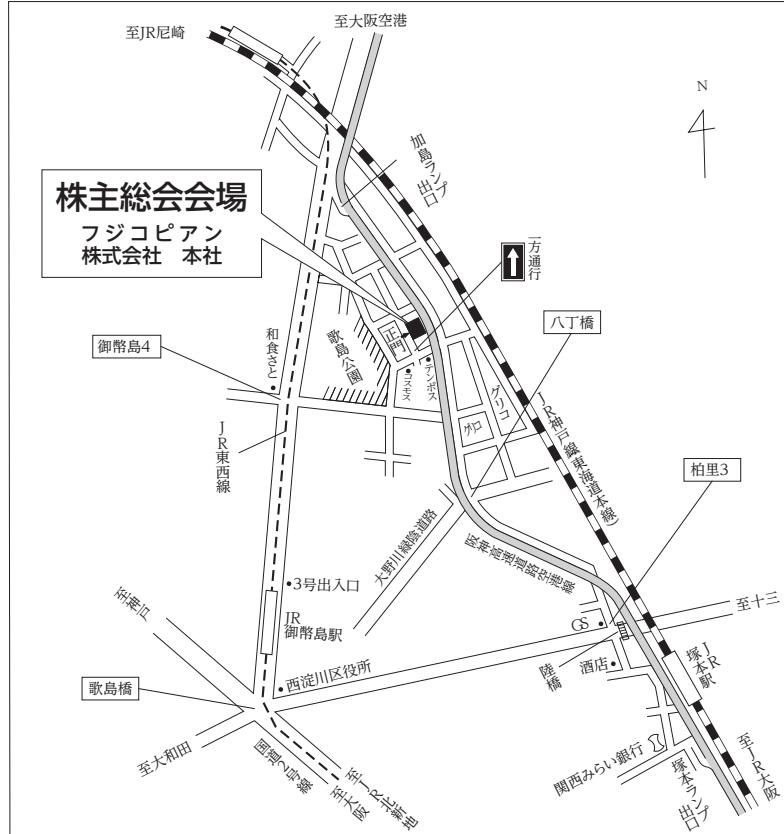
以上

株主総会会場ご案内図

(フジコピアン株式会社 本社 4階ホール)

所在地：大阪市西淀川区御幣島五丁目4番14号

電話06(6471)7071



- JR神戸線（東海道本線）塚本駅より約1.5km（改札口出右側）
- JR東西線御幣島駅より約1.1km（3号出入口）
- 駐車場の用意ができませんので、あしからずご了承ください。

前回より、株主総会当日にお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただいております。